

九州技術事務所体験型土木構造物実習施設運用要領

(目的)

第1条 この要領は、九州技術事務所長(以下、「施設管理者」という。)が管理する体験型土木構造物実習施設(以下、「実習施設」という。)の利用について必要な事項を定めることにより、土木技術者の基礎技術の習得及び技術力向上を図ることを目的とする。

(利用対象機関)

第2条 九州技術事務所体験型土木構造物実習施設運用要領(以下、「利用要領」という。)に基づき所要の利用等手続きを確実に実行し、利用要領の定めを遵守いただける方であれば、どなたでもご利用いただけます。また利用される方は、参加者の中から成年の責任者を配置して下さい。

(利用の要件)

第3条 施設管理者は、次の要件を満たす場合に限り、利用対象機関に対し実習施設を利用させることができる。

- ① 利用対象機関に実習施設を利用させることにより、国民生活又は国民の利益に支障が生じるおそれがないと認められる場合
- ② 九州技術事務所の業務の遂行に支障をきたすおそれがない場合

(利用可能なコース)

第4条 利用可能なコースは、以下のコースです。なお、所要時間は講師がテキストを使用して説明を行った場合であり、講師不要の場合は、利用者が施設管理者と協議により時間を決定することができます。

- ① 見学コース 所要時間: 約30分
- ② 体験型基礎コース 所要時間: 約2時間
- ③ 利用者申請コース

(利用の申込)

第5条 実習施設の利用を希望する機関(以下、「利用者」という。)は、実習施設利用申込書(以下、「申込書」という。)に必要事項を記入し、原則、利用日の2週間前までに施設管理者に申し込むものとする。
なお、利用者の応募状況により、利用希望日を調整する場合がある。提出の窓口は維持管理技術課とする。(郵送、メール、FAXによる提出でも可。)
利用申込書の入手先は、九州技術事務所ホームページ又は維持管理技術課とする。

(利用の許可)

第6条 施設管理者は、申込書の提出を受けた場合、審査のうえ、実習施設利用許可書(以下、「許可書」という。)を交付するものとする。
許可書の発行については、維持管理技術課にて交付するものとする。

(利用の中止)

第7条 利用者は、利用申込み後施設利用を中止する場合、原則利用予定日の前日まで*に中止の連絡を維持管理技術課に行わなければならない。ただし、天候状況等により、前日まで*に判断が付かない場合は、前日まで*にその旨を維持管理技術課に連絡すればよい。

※利用予定日が月曜日の場合は、金曜日までとする。

(利用日時等)

- 第8条 ①祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く月曜日から金曜日とする。
②施設等の利用可能時間は、午前9時から午前12時までと午後1時から午後4時までとする。
③施設及び点検器具の使用料は不要とする。

(許可の条件)

- 第9条 許可書は、下記条件添付のもと許可するものとする。
- ①利用前に維持管理技術課に許可書を提示し、指示を受けること。
 - ②施設利用中は、九州技術事務所職員の指示に従うこと。
 - ③施設利用後、九州技術事務所職員の確認を受けること。また、九州技術事務所所有の点検器具(点検ハンマー等)を利用する場合は、貸出時及び返却時に九州技術事務所職員立ち会いのもと、点検器具の個数・状態を確認し、利用者にて倉庫への搬入・搬出を行うこと。
 - ④実習施設及び点検器具を、申込書に記載の目的以外に供してはならないこと。
 - ⑤実習施設及び点検器具を亡失し、又は毀損したときは、その事実及び理由を速やかに九州技術事務所職員に報告し、その指示を受けること。
 - ⑥利用者の責に帰すべき事由により、実習施設及び点検器具を亡失又は毀損したときは、利用者において補填又は修理すること。
 - ⑦利用者の責によらない故障等により、利用に支障を来たしたときは、その扱いについて九州技術事務所職員と協議すること。
 - ⑧悪天候やその他緊急時等やむを得ない事情により、九州技術事務所職員が利用の中止を指示したときは、速やかにこれに応じること。
 - ⑨実習施設及び点検器具を利用するときは、利用者において安全対策要員を配置するなど安全対策を実施し、事故や施設・点検器具等の破損等ないよう細心の注意を払って利用すること。
 - ⑩万一事故が発生した場合は、直ちに九州技術事務所職員に報告し、その指示に従うこと。
 - ⑪利用者は実習施設の利用に伴う事故の責務を負うこと。
 - ⑫利用にあたっては、「体験型土木構造物実習施設(橋梁実モデル)手引書」を熟読の上、記載事項を遵守すること。

(許可の取り消し)

- 第10条 本要領第2、3、8条の内容を逸脱した時及び施設管理者が許可の取り消しの必要があると認めるときは、許可を取り消す場合がある。

(施設利用範囲)

- 第11条 実習施設利用に関しては、本庁舎1F講習会室・実習施設及び本庁舎1Fトイレ・本庁舎1F喫煙室の利用を可とする。
また、本庁舎1F講習会室の入退室については、北側入口を基本とする。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から適用する。